

湯河原ロータリークラブ



WEEKLY REPORT

世界へのプレゼント になろう

第 2608回 例会
平成27年11月13日(金)
天候 晴れ
合唱 我らの生業
四つのテスト

会長 佐藤 泰文

幹事 山本 明峰

事務所 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 湯河原温泉観光協会内
TEL 0465(64)1234 FAX 0465(63)1716

例会場 静岡県熱海市泉 107 ニューウェルシティ湯河原

TEL 0465(63)3721 FAX 0465(63)6401

例会日 毎週金曜日 12:30~13:30

会長挨拶

忙しい時の一週間は直ぐにきてしまいます。この一週間はご祈祷の法要、先代住職の法事などで忙しかったです。

法事は何故するのでしょうか。誰のためでもない自分のためでしょう。まず自身の行いです。皆さんをお呼び出来る環境がなければ招待は出来ません。ひとつは自分を見ていただく披露の場です。その場を提供していただけるのが法事の回忌に当る仏様からいただけるご縁です。子々孫々代々伝わり、生きとし生ける有り難い感謝を念ずることです。仏教では法事のような供養は本来なく、日本で儒教とマッチした感謝の表れが、日本での仏教の供養の仕方になったのではないのでしょうか。

昨日、宗門の保護司会で横浜保護観察所にて研修してきました。

概況は、県の人口 9.118 千人、全国第 2 位、横浜市 3.720 千人、面積全国 43 位、人口密度 3 位、人口 10 万人当たりの犯罪発生率 22 位で密集繁華街のある大都会としては、比較的治安は守られている県です。保護司定員の充足率は 89% で、これは全国的に定員に満たない傾向です。保護観察事件全体では減っている傾向で、18 才前後の少年事件は減少ですが、成人者事件は増えています。特に高齢者の犯罪が増え、低所得者増加が懸念される今日の社会です。3.11 の地震で『絆』を思い出しますが、受刑者の帰住先が親族のもとに帰る割合が年々下がり、昨年は 47% まで落ちました。

核家族化で法事に集まる人数も少なく、身近な縁も気薄に思え、犯罪にも繋がり兼ねません。人口がまさに減る日本の国です。

世界のプレゼントで、明るい日本を築きたい、そんな想いでなりません。

幹事報告

ガバナーより

- 第 8 回新会員の集い登録のお願い
今年度は、新会員の対象を会歴が 5 年程度に拡大させていただきました、より多くの会員の登録がいただけますようお願い致します。

日時：2月12日(金)~13日(土)

場所：箱根湯本ホテル

会費：12,000円

回答期限：12月18日(金)

対象者：石田浩二・室伏学・小倉高代

近畿日本ツーリストより

- ソウル国際大会申込資料送付のご案内

連絡事項 無し

スマイルBOX

会員誕生日 常盤章夫君(11/10)

会員誕生日 望月博文君(11/13)

夫人誕生日 西山 敦君(徳子様・11/3)

マルチプルポールハリスフェロー

ピン4つ 高知尾朝行君

ピン2つ 常盤章夫君

ピン1つ 渡辺久恭君

ポールハリスフェロー 石田浩二君

地区補助金推進委員会 委員長 今村仁君(鎌倉RC)

地区財団補助金推進委員会の今村です。本日は

よろしく願い申し上げます。

渡辺久恭君 Ponta レディスで渡邊彩香プロが優勝しました。

出席報告	ゲスト 0名	ビジター 1名	会員 23名
	欠席 3(免除者 0名)		出席率 86.96%
	前回の修正出席率 95.00%		前々回の修正出席率 95.45%

事前メイクアップ 1名

地区補助金推進委員会 委員長 今村仁君（鎌倉RC）

2015-16年度地区補助金申請

2016-17年度に実施する奉仕プロジェクトへの
地区補助金要項

国際ロータリー第2780地区 ロータリー財団委員会

■地区補助金とは

ロータリー財団は、「世界で良いことをしよう」の標語のもと、ロータリアンの奉仕プロジェクトを支援するための補助金制度を提供しています。

地区補助金は、ロータリアンが積極的に参加する幅広いプロジェクトを柔軟に支援します。

■資金の流れ —シェアシステム—

2780地区のロータリアンからご寄付頂いた“年次基金”と“恒久基金”は、ロータリー財団で3年間運用後、シェアシステムにより“年次基金”と“恒久基金の運用益”が財団活動資金として地区に配分されます。

■クラブ負担金

・プロジェクトに関わる費用の20%以上をクラブが負担し、80%未満が補助金対象となります。

■地区補助金プログラムの新しい取り組み [2つの必須条件と実施年度にあわせた申請期限]

「ロータリー財団の使命に関連したプロジェクト」＋
「ロータリアンが積極的に参加するプロジェクト」
この2つの条件をみたしていただければ、クラブの継続事業であっても地区補助金の申請をすることができます。※ロータリー財団「授与と受諾の条件」「地区補助金の対象となる活動」遵守してください。

第2780地区ロータリー財団委員会では、地区補助金の対象となる活動と対象にならない活動について、具体的な例を以下のように定めています。

■地区補助金の対象となる活動

1. クラブが毎年継続しているプロジェクトは、3年に1回申請することができます。
2. 奉仕プロジェクトの中で必要と認められる飲食については適格とします。
3. 人道的な活動で、本当に困っている人々を支援する活動は適格です。
4. 建物の新築と増築は認められるようになりました。既存の建造物の改装・修理も認められます。
5. 奉仕プロジェクト参加者募集、実施するために必要な広報は適格です。
6. 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。
7. 障がい者をサポートして美術館等へ招待する活動、障がい者のチケット代は適格です。
8. プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。

■地区補助金対象とならない活動

1. 物品を贈呈する活動は、単に贈呈ではなく、ロータリアンが直接参加するような活動であり、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です。特定の人に贈る場合は不適格です。
2. 地域の障がい者や高齢者のための支援活動は適格です。単なる娯楽的なものは不適格です。
3. 主にロータリー以外の団体によって実施される活動に協賛して一緒に活動したり物品等を寄贈したりする活動は、ロータリー財団の使命に関連している活動でロータリアンが積極的に参加するものについては適格になりました。金銭だけの協賛金贈呈は不適格です。
4. 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
5. ロータリアンのための費用は不適格です。（会員による事前会議費や二次会費用・クラブユニフォーム制作費等）
6. クラブホームページの作成費用は不適格です。
7. 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
8. コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
9. 地域社会のニーズが高い子供達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金の対象にならない場合もありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。

○奉仕プロジェクトの考え方

1. 私たちの奉仕活動は、どれだけの人を支援するか？と云うよりも、支援した人々にどれ程の良い影響をもたらしたか？であり、もたらした期間・時間的総和が貢献度を表します。
2. また、私たちの貢献度を（成果や効果）決めるのは影響を受けた側であり、影響力の総和はプロジェクトのシステムにどれだけ持続可能性があるか、そしてニーズにどれだけ応えたかが重要な鍵となります。
3. 結果として貢献度が高いほど心の報酬も高く私たちは存在意義を実感することができます。この事によりクラブが活性化します。